

広島市報号外第6号

地方公務員法第58条の2及び広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和2年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

令和2年度 広島市人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況

(任命権者から報告を受けた令和2年度における人事行政の運営の状況を取りまとめ、その概要を公表するものです。)

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	6,217	1,331	613	6,137	96	14,394
再任用職員 (常勤)	134	14	23	292	2	465
再任用職員 (短時間)	365	12	66	198	4	645
会計年度任用職員 (フルタイム)	503	—	—	217	—	720

(注)1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。

(注)2 「その他」は、議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会であり、以下同じです。

(注)3 令和3年3月31日現在のものです。

(2) 採用者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	312	50	—	489	—	851
再任用職員 (常勤)	41	5	13	121	—	180
再任用職員 (短時間)	56	5	12	68	1	142
会計年度任用職員 (フルタイム)	515	—	—	223	—	738

(注)1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。

(注)2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までのものです。(以下時期等を記載していないものについて同じです。)

(注)3 同一人物が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで間に複数回採用された場合は1人と集計します。

(3) 退職者数

(単位:人)

区 分		市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
定 年	職 員	172	36	19	239	6	472
定 年 以 外	職 員	85	13	2	130	2	232
	再任用職員 (常勤)	26	5	3	57	—	91
	再任用職員 (短時間)	122	1	25	52	1	201
計	職 員	257	49	21	369	8	704
	再任用職員 (常勤)	26	5	3	57	—	91
	再任用職員 (短時間)	122	1	25	52	1	201

(注)1 「職員」は、再任用職員及び会計年度任用職員を除きます。

(注)2 会計年度任用職員(フルタイム)の退職者数は、1(2)採用者数と同数となります。

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
局長級	4	—	—	—	3	7
部長級	25	4	2	—	4	35
課長級	55	12	7	5	1	80
課長補佐級	123	12	14	14	5	168
係長級	169	24	21	11	4	229
計	376	52	44	30	17	519

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次に掲げる2つの方法により実施しました。

(1) 職員（会計年度任用職員を除く。）

ア 能力評価

上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

イ 業績評価

職員本人による目標設定 → 職員と上司の面談 → 職員本人による自己申告 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

(2) 会計年度任用職員

ア 能力評価

上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

イ 業績評価

上司による目標設定 → 職員と上司の面談 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

職員給与費（消費的経費）				1人当たり 給与額（年額）
給料	諸手当	期末・勤勉手当	計	
546億5,351万円	159億2,601万円	232億8,971万円	938億6,923万円	630万円

(注) 令和2年度一般会計の決算見込みによるものです。

(2) 平均給与月額（給料月額、諸手当）及び平均年齢

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
行政職	314,444	56,049	370,493	40歳3月

(注) 令和2年4月1日現在のものです。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後零時～ 午後1時

(注) 本庁舎及び区役所に勤務する場合のものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況

平均取得日数	取 得 率
13.0 日	65 %

(注) 取得率は、取得日数÷付与日数により算出しています。

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者	取 得 率
男 性 職 員	63人	1人	15.9%
女 性 職 員	920人	556人	100%
計	983人	557人	—

(注) 1 取得率は、令和2年度の新たな取得者数÷令和2年度中の新たな育児休業取得可能職員数により算出しています。

(注) 2 取得率は、会計年度任用職員を除きます。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者
男 性 職 員	0人	—
女 性 職 員	2人	1人
計	2人	1人

(3) 配偶者同行休業の取得状況

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者
男 性 職 員	0人	—
女 性 職 員	6人	5人
計	6人	5人

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	休 職	免 職	計
勤務実績がよい場合	—	1	1
心身の故障の場合	182	—	182
職に必要な適格性を欠く場合	—	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—
計	182	2	184

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
被 処 分 者 数	2	3	8	2	15

6 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、更には政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて、広島市職員倫理条例では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等を定めています。

こうした中、令和2年度においては、全職員を対象とした公務員倫理研修の実施や次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容	発信者
令和2年4月6日	不祥事の根絶と綱紀粛正の徹底について	副市長
令和2年7月3日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
令和2年11月20日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長

7 職員の退職管理の状況

本市職員のうち課長級以上の職にあった者で、本市退職後2年以内に再就職した者の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の再就職状況は次のとおりです。

再就職先区分	再就職者数
本市職員（再任用）	51人
本市関係公益的法人等	56人
国・他自治体	2人
その他民間企業（株式会社）	7人
その他団体（一般財団法人・社会福祉法人等）	8人
計	124人

8 職員の研修の状況

研修の実績（受講者数）

（単位：人）

研修センターが実施し、又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発型研修	自主研修		
3,948	2,001	200	169,293	411

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

(ア) 会員は水道局職員等を除く市職員であり、会員数は令和3年3月1日現在23,390人です。

(イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、レクリエーション行事、健康増進事業、サークル育成、鷹野橋職員会館管理運営、会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」、生命保険等団体取扱、積立年金、物資販売事業

(ウ) 掛金率及び助成金率（令和3年3月1日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額4.0/1,000
助成金率（事業主負担） 給料月額1.5/1,000

(エ) 事業費は5億4,069万円（令和2年度決算額）であり、市の助成金は9,725万円です。

イ 水道局職員互助会

(ア) 会員は水道局職員であり、会員数は令和3年3月31日現在720人です。

(イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、体育行事、レクリエーション行事、サークル育成、生命保険等団体取扱、積立年金、物品貸付事業及び会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」

(ウ) 掛金率及び助成金率（令和3年3月31日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額4.0/1,000
助成金率（事業主負担） 給料月額1.1/1,000

(エ) 事業費は1,707万円（令和2年度決算額）であり、市の助成金は290万円です。

ウ 職員共済組合

(ア) 組合員は市立学校教員等を除く市職員であり、組合員数は令和3年3月31日現在12,302人です。

(イ) 事業の概要
① 退職者等に対する年金の給付等に関する事務
② 療養の給付や育児・介護休業手当金の給付
③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付け

(ウ) 掛金率及び負担金率（令和3年3月1日現在）

区 分	長期給付（年金給付事業）	短期給付（保健・休業給付事業）
	標準報酬月額・標準期末手当等	標準報酬月額・標準期末手当等
掛金率 （組合員負担）	99.00/1,000	37.41/1,000
負担金率 （事業主負担）	139.1033/1,000	37.57/1,000
区 分	短期給付（介護納付金）	
	標準報酬月額・標準期末手当等	
掛金率 （組合員負担）	8.0/1,000	
負担金率 （事業主負担）	8.0/1,000	

(エ) 事業費（貸付事業等を含む。）は274億1,769万円（令和2年度決算額）であり、市の負担金は116億9,071万円です。

(オ) 事業等見直し
① 短期給付の掛金率・負担金率の引下げ（R2.4～）
② 長期給付の掛金率・負担金率の引上げ（R2.4～）

(2) 公務災害及び通勤災害の補償の状況 (単位：件)

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	122	1	123
通勤災害	25	0	25
計	147	1	148

(3) 措置要求及び審査請求に係る人事委員会の勧告及び指示に対する対応状況

区 分	件数	対 応 状 況	
		勧告又は指示に 従ったもの	左記以外
措置要求に係 る勧告	-	-	-
審査請求に係 る指示	-	-	-

Ⅱ 人事委員会の業務の状況（人事委員会から報告を受けた令和２年度における業務の状況を公表するものです。）

１ 職員の競争試験及び選考の状況

（１）採用に係る競争試験及び選考の状況

ア 採用試験（競争試験及び公募により行う選考をいいます。以下同じです。）の実施日程

区 分		申込 受付期間	第１次 試験日	第１次試験 合格発表日	第２次 試験日	第２次試験 合格発表日	第３次 試験日	最終合格 発表日
Ⅰ 種	行政事務 社会福祉 心理 土木 建築 電気 機械 化学 農芸化学 造園 園芸 林業 水産 獣医師 保健師 消防	R2. 5. 19 ～ R2. 6. 3	R2. 6. 28	R2. 7. 3	R2. 7. 9 ～ R2. 7. 27	R2. 7. 31	R2. 8. 11 ～ R2. 8. 26	R2. 9. 4
	保育士 栄養士	R2. 8. 14 ～ R2. 8. 31	R2. 9. 27	R2. 10. 2	R2. 10. 12 ～ R2. 10. 15	R2. 10. 23	R2. 11. 2 ～ R2. 11. 5	R2. 11. 13
Ⅱ 種	行政事務 土木 学校事務 消防	R2. 8. 14 ～ R2. 8. 31	R2. 9. 27	R2. 10. 2	R2. 10. 15 ～ R2. 10. 22	R2. 10. 30	R2. 11. 6 ～ R2. 11. 24	R2. 11. 27
職務経験者対象 (行政事務・社会福祉・ 土木・建築・電気・ 機械)		R2. 5. 19 ～ R2. 6. 3	R2. 6. 28	R2. 7. 10	R2. 7. 18 R2. 7. 19 R2. 7. 23	R2. 7. 31	R2. 8. 22 R2. 8. 23 R2. 8. 29	R2. 9. 4
就職氷河期 世代対象 (行政事務)		R2. 8. 14 ～ R2. 8. 31	R2. 9. 27	R2. 10. 16	R2. 10. 24 R2. 10. 25	R2. 11. 13	R2. 11. 21	R2. 12. 4
障害者対象 (行政事務・学校事務)		R2. 8. 14 ～ R2. 8. 31	R2. 9. 20	R2. 10. 2	R2. 10. 26 R2. 10. 28 R2. 10. 30	—	—	R2. 11. 13
技 能 業 務 職	清掃業務員 下水関係業務員	R3. 1. 5 ～ R3. 1. 18	R3. 1. 31	R3. 2. 4	R3. 2. 17 R3. 2. 18	—	—	R3. 2. 26

（注） 障害者対象及び技能業務職については、第３次試験を実施していません。

イ 採用試験の実施結果

(単位:人)

区 分		申込者	第1次試験		第2次試験		第3次試験		最終競争 倍率(倍)
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
Ⅰ 種	行政事務	660	488	210	206	140	140	93	5.2
	社会福祉	25	20	19	18	17	16	11	1.8
	心理	13	11	9	9	8	8	4	2.8
	土木	52	31	26	26	26	25	24	1.3
	建築	23	19	18	17	12	12	10	1.9
	電気	7	5	5	4	4	4	3	1.7
	機械	13	7	6	6	5	5	4	1.8
	化学	20	14	9	9	4	4	2	7.0
	農芸化学	12	10	5	5	2	2	1	10.0
	造園	6	5	3	3	3	3	2	2.5
	園芸	15	8	5	5	2	2	1	8.0
	林業	5	4	3	3	2	1	1	4.0
	水産	4	4	4	3	2	2	1	4.0
	獣医師	4	4	4	4	4	4	3	1.3
	保健師	38	30	29	29	20	20	13	2.3
	消防	62	51	12	12	8	8	4	12.8
	保育士	166	155	121	120	80	77	59	2.6
	栄養士	52	40	9	9	4	4	2	20.0
小計		1,177	906	497	488	343	337	238	3.8
Ⅱ 種	行政事務	110	78	39	35	24	23	12	6.5
	土木	12	10	9	9	8	8	7	1.4
	学校事務	129	86	37	31	22	22	11	7.8
	消防	543	445	134	120	88	77	44	10.1
	小計	794	619	219	195	142	130	74	8.4
職務経験者対象	行政事務	145	110	51	50	20	20	14	7.9
	社会福祉	32	28	25	25	10	10	4	7.0
	土木	7	6	5	5	4	2	2	3.0
	建築	9	8	7	6	5	5	4	2.0
	電気	6	4	4	3	3	2	1	4.0
	機械	3	2	2	2	2	2	2	1.0
	小計	202	158	94	91	44	41	27	5.9
就職水河期世代対象	行政事務	266	202	51	49	15	15	6	33.7
障害者対象	行政事務	151	128	36	-	-	33	12	10.7
	学校事務	13	13	5	-	-	5	1	13.0
	小計	164	141	41	-	-	38	13	10.8
技能業務職	清掃業務員	13	12	6	-	-	6	1	12.0
	下水関係業務員	54	49	15	-	-	15	5	9.8
	小計	67	61	21	-	-	21	6	10.2
合 計		2,670	2,087	923	823	544	582	364	5.7

(注) 1 障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していないため、第2次試験の結果を第3次試験の欄に記載しています。

(注) 2 最終競争倍率は、第1次試験の受験者数を最終合格者数で除したものです。

ウ 採用選考の実施状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	教育委員会	合 計
局長級	0	0	0	0
部長級	1	0	0	1
課長級	4	0	0	4
課長補佐級	1	0	1	2
係長級	6	0	0	6
係員	6	0	2	8
合 計	18	0	3	21

(2) 昇任に係る選考の状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	合計
局長級	9	1	0	0	1	11
部長級	35	8	0	2	2	47
課長級	75	18	4	7	1	105
課長補佐級	125	21	12	8	4	170
係長級	167	26	13	16	3	225
合 計	411	74	29	33	11	558

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和2年10月28日に、市議会及び市長に対し、報告及び勧告を行い、同年11月13日に職員の給与（月例給関係）に関する報告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 公民較差

民間給与	本市職員の給与	較 差
380,806円	380,944円	△138円 (△0.04%)

イ 給与の改定

- (ア) 本市職員の給与が民間給与を上回っているものの、その較差は138円（0.04%）と小さく、おおむね均衡していることから、本委員会では、本市職員の給料表又は諸手当の改定を見送ることが適当であると判断した。
- (イ) 本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.05月分上回っていた。このため、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げるのが適当であると判断した。

ウ その他の言及事項

様々な市政へのニーズに的確に対応していくため、限られた人員と財源の下、職員の健康を確保しつつ、能率的で柔軟な市政運営を行える体制づくりが不可欠となっている。そして、職員一人一人が、それぞれの状況に応じて、その意欲・能力を最大限に発揮し、連携しながら職務を遂行していくことが求められている。

(ア) 勤務環境の整備等

- ① 社会動向に対応した働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 長時間勤務の是正
- ③ メンタルヘルス対策の推進
- ④ ハラスメントの防止

(イ) コンプライアンスの推進

(ウ) 人材の育成・活用

(エ) 定年の引上げへの対応

(2) 勧告の概要

ア 給料表又は諸手当

期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き下げること。

イ 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数							翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規要求	計 (A)	却下	一部却下 一部否認	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計 (B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 措置の要求とは

職員の勤務条件に関する措置の要求の制度とは、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

4 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規申立て	計 (A)	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	計 (B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 審査請求とは

職員の不利益処分に関する審査請求の制度とは、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員が、人事委員会に対して、その処分の取消し等を請求することができる制度です。